

日常生活用具の購入に要する費用の支給に係る協定書

福山市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号の規定により、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を必要とする在宅の障がい者等（以下「受給者」という。）に対し、購入に要する費用（以下「日常生活用具費」という。）を支給する事業にあたり、つぎのとおり協定する。

第 1 条 乙は、甲の発行する日常生活用具費支給決定内容通知書（以下「通知書」という。）により、記載された用具の売買について、受給者と売買契約を締結するものとする。

第 2 条 乙は、用具を受給者に引き渡すにあたり、受給者から甲が交付した日常生活用具費支給券（以下「支給券」という。）を受け取るとともに、日常生活用具費の請求及び受領について委任を受けるものとする。受給者が、日常生活用具費の請求及び受領を乙に委任したときは、乙は受給者に代わって、日常生活用具費の請求及び受領を行なうものとする。

第 3 条 乙は、用具の引渡し後において、受給者の過失による損傷及び天災又は火災等乙の責に帰するべきでない事由による場合を除き、引渡し後 9 月までに生じた損傷について原状に復する責を負うものとする。ただし、排泄管理支援用具のうちストマ用装具及び紙おむつ等は除く。

第 4 条 乙は、受給者に用具を引き渡した後 1 月以内に、支給券を添えて、甲に請求するものとする。

第 5 条 つぎの一に該当するときは、甲はこの協定を解除することができる。

- (1) 甲において、乙が、完全に本協定書を履行することが困難であると認めたとき
- (2) 乙が、正当な理由がなくして本協定書に反したとき
- (3) 乙が、本協定書の履行につき不正な行為を行ったとき
- (4) 乙が、不正行為等により行政庁から処分を受けたとき

2 前項の規定により本協定を解除したことにより乙に損害が生じた場合において、甲はその責を負わないものとする。

第 6 条 甲は、乙に対しこの協定の実施に関して必要な報告を徴し、または説明を求めることができる。

第 7 条 乙は事業の実施に係って得た個人情報については、別記で定める個人情報特記事項を遵守しなければならない。

第 8 条 この協定に定める事項またはその他の事項について甲・乙間に疑義が生じた場合は、その都度両者協議して解決することとし、協議が整わないときは、甲の決するところによるものとする。

第 9 条 本協定の期間は、_____年（令和 _____年 _____月 _____日から _____年（令和 _____年） _____月 _____日とする。ただし、協定期間が満了する日の 1 月前までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の通知がない場合においては、終期の翌日から 1 年の間について本協定を更新したものとみなす。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年（令和 年） 月 日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 枝広 直幹

乙 住所

社名

代表者

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、日常生活用具費支給事業に係る売買契約に基づいて行う業務（以下「業務」という。）にあつては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、業務に関し知り得た個人情報をほかに知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この協定が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために引き渡された個人情報が記録された資料等を、複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 7 乙は、業務を行うため甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故の報告)

第 8 乙は、この協定に違反する事態が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知り得たときは、甲に報告し甲の指示に従わなければならない。この場合において、乙は、甲から立入調査を求められた場合は、これに応じなければならない。